平成２１年（フ）第２１１３号
札幌市南区澄川５条５丁目８番12号
債務者　坂西　　正
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１６１号
北海道恵庭市文京町４丁目１番26号
債務者　高橋　信行
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１６２号
北海道恵庭市文京町４丁目１番26号
債務者　高橋　惠子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２１８号
札幌市東区北丘珠３条１丁目12番16号　コーポ上原３号
債務者　阿部　　正
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３４８号
札幌市南区簾舞２条１丁目４番68号
債務者　中山ちず子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４０６号
札幌市豊平区平岸１条16丁目５番11号
債務者　伊東　　豊
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４８７号
札幌市手稲区前田９条15丁目６番24号　ハウスコンフォートＤ―201号
債務者　竹田　和彦
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４８８号
札幌市手稲区前田９条15丁目６番24号　ハウスコンフォートＤ―201号
債務者　竹田　和美
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４９９号
札幌市北区篠路２条５丁目１番５号　グレー73―201号
債務者　筒井　清之
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５０５号
札幌市豊平区美園12条８丁目３番３号　パークサイドホリタ302号
債務者　能和　貴行
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７０３号
札幌市南区定山渓温泉東２丁目165番地　長山アパート203号
債務者　朴　　正人
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７８３号
北海道恵庭市島松本町１丁目６番15―103号
債務者　工藤　明彦
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７８４号
北海道恵庭市島松本町１丁目６番15―103号
債務者　工藤　千代（旧姓小崎）
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８２２号
札幌市西区発寒６条７丁目２番20―402号
債務者　小笠原雅文
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８３７号
札幌市東区北８条東18丁目１番17号
債務者　熊谷　峰美
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８３８号
札幌市東区北８条東18丁目１番17号
債務者　熊谷ひとみ
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９０５号
北海道江別市野幌住吉町４番地の13
債務者　島田　正章
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９１０号
札幌市豊平区月寒東１条２丁目10番２号
債務者　石田　玉江
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部